

第5条 (職業紹介手数料の返戻)

この契約に基づき乙が採用した丙が、入社後、自己都合又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により退職し、あるいは解雇された場合には、甲は、乙から支払われた紹介手数料について、下記のとおり金額を乙に返金することとする。また、甲は乙に対し、丙が退職した月の月末締め切りで翌月末日までに乙の指定口座へ振り込む方法により、返金するものとする(振込手数料は甲の負担とする)。

記

- (1) 入社後、1ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の80%相当額を返金する。
- (2) 入社後、3ヶ月以内の退職の場合は、受領した紹介手数料の50%相当額を返金する。